

2004年1月23日

一橋大学大学院 布井 千博

中国支援に向けた調査研究の現状

1. 法整備支援の意義
2. 調査の概要
3. 法整備支援の実施に向けて——理念、方法、到達目標

1. 法整備支援の意義：日中関係を取り巻く経済的要因からの分析。【資料5】（本誌連絡会資料62頁～71頁）

- ・ FTA（自由貿易協定）などによる**制度的な経済統合**の進展

ASEAN : ASEAN 自由貿易地域（1992. 1）

ASEAN と中国 : 「包括的経済協力のための中国・ASEAN 枠組み協定」（2002. 11）

ASEAN と日本 : 「日・ASEAN 包括的経済連携構想」（2002. 11）

日中韓 FTA : 2002年11月の日中韓首脳会合において、中国から三カ国の研究機関が「共同研究」の来年のテーマとして「可能性としての日中韓 FTA の効果」を取り上げることが強く支持したい旨が表明された。現在、三国の研究機関が（日本：総合研究開発機構 NIRA, 中国：國務院發展研究中心 DRC, 韓国：對外經濟政策研究院 KIEP）が研究を行っている。

さらに、2003年10月の日中韓首脳会合において、「日中韓三国間協力の促進に関する共同宣言」が発出され、三国は、それぞれの研究機関によって進められた自由貿易協定（FTA）の経済的影響に関する共同研究の進展を評価するとともに、時宜を得た方法で、将来における三国のより緊密な経済連携の方向性を探求することが謳われた。また、三国は、対内外国直接投資（IFDI）がそれぞれの国内経済の増進にとって重要であることを認識し、IFDI の促進のためになされてきている様々な努力を歓迎するとされた。三国は、投資家によって提起された個別の問題に対して公正に且つ透明性ある方法によって対応することを含め、IFDI の促進に向けて更に措置をとる意図を有することを確認する。このような観点から、三国は、三国間投資取極のあり得べき形態に関する非公式な共同研究を立ち上げるものとされた。

東アジアビジネス圏構想（経済産業省『通商白書2003』）：ASEAN+3の地域において、EUやNAFTAをモデルとする地域経済圏を構築する。この構想を実現するための政策ツールとして、ODAを戦略的に活用する。

- ・ 人・物・資本・サービスなどの自由移動が認められる東アジア経済圏を構築するため

.....

には、参加当事国間において制度の調和が必要。市場統合を果たした EU などの経験から見ても、とりわけ法制調和の必要性は大きい。

- ・ FDI（対外直接投資）などによる**事実上の経済統合**の進展 【資料 1】（本誌資料 55 頁）

WTO 加盟後の対中直接投資・対中輸出の質的变化：生産拠点から世界の市場へ
「組立工場型」から「市場重視型」へ
「労働集約型」から「技術集約型」へ

- ・ WTO 加盟後における中国側の事情として内資差別につながる外資優遇策（「経済特区」や「外資優遇税制」）の継続が困難。投資の安全を強調して外資を呼び込む方向に転換せざるを得ない。

日本側の事情としても、短期的な投資優遇策よりも、長期的な投資保護を重視。
→市場経済の進展に応じた投資法・経済法整備の必要が増大。

短期的には投資保護の観点から、中長期的には法制調和の観点から、中国における経済法制を市場経済に対応させるために我が国が協力することは、両国の国益にかなう。

2. 調査の概要

JICA と日中企業法制研究会（会長：新堂幸司東大名誉教授）が 2003 年 3 月および 9 月に実施。

（1）2003 年 3 月第一回調査

目的 ：法整備支援に対するニーズの調査。

調査項目：独占禁止法，投資法・企業改革法，司法人材育成。

調査概要：【資料 2】（本誌資料 56 頁）・【資料 3】（本誌資料 59 頁）

調査結果：

- ① 中国における法整備についてすでに**多数のドナーが支援**を行っている。金額及び件数ベースでは OECD，世界銀行，アジア開発銀行，UNDP 等のマルチ・ドナーの活躍が目立つものの、ドイツ経済協力省（BMZ）及びドイツ技術協力公社（GTZ），アメリカ国際開発庁（USAID），カナダ国際開発庁（CIDA）等のバイ・ドナーや、アジア財団，フォード財団等の財団系ドナーも参加している。**支援の内容は視察，研修員受入，専門家派遣，シンポジウムの開催，書籍類の提供**がほとんどであり、この点では我が国の提供しうる協力メニューと大差はないと言えよう。
- ② 今回現地調査で明らかとなったのは、中国は先進国の法規を十分に研究し、様々なドナーから支援を受けてきているにも関わらず、**日本の支援に対する期待が強い**ということである。その理由は、中国と我が国の法文化（法体系，社会的雰囲気，慣行，言語等）が類似しており、その中で我が国が蓄積してきた知見が現在の中国

にとって参考となると考えられているためである。例えば、保守的で必ずしも自由競争的とは言えなかった社会風土の中で如何にして競争法の概念を定着させたのか、日本電信電話公社や日本国有鉄道の民営化が成功したのは何故か、或いは破綻した国有企業の処理をどのように進めたのかなどの点に強い関心が寄せられている。

- ③ 今回の調査では多数の機関から**視察、研修員受入、専門家派遣、シンポジウム開催**の要望があった。一部の機関では、期間や内容について詳細な希望が寄せられている。また、**地方の行政機関からも、研修等への関心が表明**された。
- ④ 一方、中国の法整備を支援することは我が国にも利益をもたらし得る。中国における経済法規が整備されるのみに留まらず、我が国の法規と類似したものとなれば、我が国企業の事業活動に有利に働くこととなる。また、支援の過程で得られた最新の情報をフィードバックすることも有益と考えられる。
- ⑤ 但し、プロジェクト形成及び実施に際しては次の二点に留意する必要がある。第一に、カウンターパート、キー・パーソンの見極めである。即ち、どの機関或いは担当者に法整備支援を行うのが最も有効であるかを検討する必要がある。
- ⑥ 行政官や裁判官のキャパシティ向上を狙うのであれば、行政機関、法院及び法学院をカウンターパートとすることになる。しかし、行政官については短期間で異動する可能性があり、協力の成果が根付かない恐れもある。加えて、中国は機構改革を推進しているところである。これまで法規を起草しているとみられていた機関が統廃合されること、或いは担当者が他の機関に異動することなどが予想される。行政機関を支援する場合、機構改革及び人事異動に関する最新情報を収集し、協力を行うに相応しい機関、担当者を見極める必要がある。
- ⑦ 一方、社会的影響力のある研究者を支援することは長期的には有用であろうが、短期的には成果が見え難くなる可能性が高い。また、特定研究者の支援は政府開発援助の本旨からみて妥当とは言えない。
- ⑧ 第二に、日本国内における協調体制である。中国法制度の現状に関する調査はもとより、日中法務関係者の交流、シンポジウムの開催等は、国内の他機関（政府系機関、民間機関）においても実施されているところである。これらの機関との情報共有を行うと共に、アライアンス（合同実施、案件協調）によって、影響力や効率性等の観点からより「有効な援助」が実現できるものと考えられる。今回対象とした「包括的競争法」、「M&A 及び国有企業改革関連法」及び「法曹関係者の人材育成」の各分野はさらに適切なテーマに細分化されるべきであり、そのテーマを深化させるべきである。さらに、法規の起草のみならず、普及・実施・監督の体制構築もまた重要である。つまり、取り組むべき課題が非常に多いだけに、協力の在り方も、案件が個別に存在する「点」の形ではなく、「面」や「立体」になるよう、有機的・戦略的に組み上げていく必要がある。

(2) 2003年9月第二回調査

目的 : 第一回調査において訪問できなかった機関（全人代常務委員会法制工作委

.....

員会、国有資産監督管理委員会など）に対する調査，カウンターパート機関の精査，プロジェクトの具体化のための調査。

調査項目：企業法整備に対するニーズ確認。

カウンターパート機関および協力内容の精査。

会社法，投資法（外資 M&A 法を含む），証券取引法，独占禁止法，倒産法などの法律改正・制定のスケジュールの確認。

地方人材育成に対する支援の必要性の確認。

調査概要：【資料 4】（本誌資料 60 頁）

調査結果

- ① WTO加盟後の急速な体制改革が引き続き実施される為，企業関連法整備に関し日本へ支援を求める声が多く、機関で聞かれた。特に全人代法制工作委员会，商務部，国务院法制弁公室の JICA への協力の期待が大きかった。
- ② 各機関が主管している企業法以外の分野への協力を求める声も多く，全人代法制工作委员会では全人代における立法審議過程における調査協力，国务院法制弁公室では地方との調整のための行政法・行政訴訟法に対する法整備支援，商務部では対外貿易法，独占禁止法，市場流通法に対する支援が要望としてあがった。

3. 法整備支援の実施に向けて——理念，方法，到達目標

（1）理念

- ① 日中間のより緊密な経済関係構築のための法制度の相互理解
- ② 日中間における投資促進・投資保護のための経済法制の整備
- ③ 東アジア経済圏の実現のための法制調和の基盤整備

（2）方法

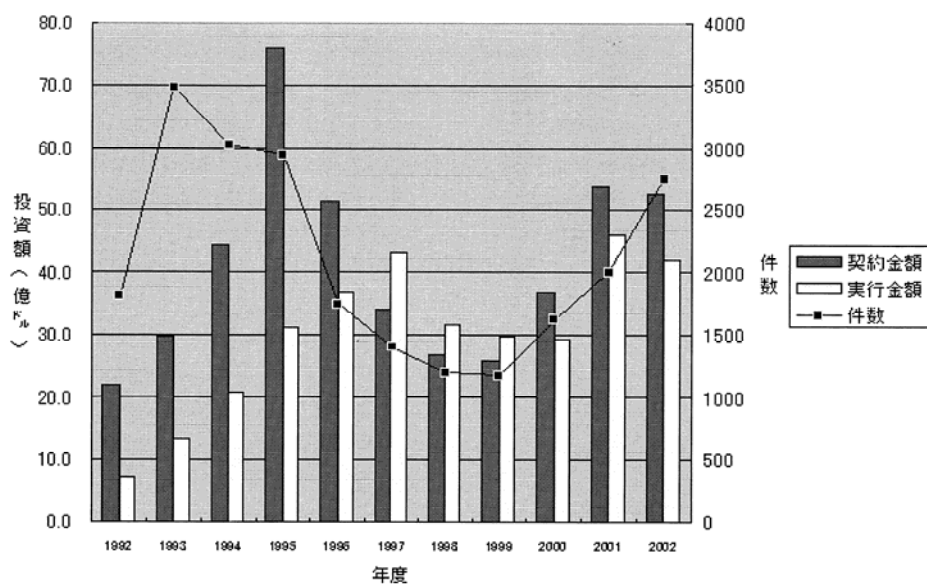
- ① 日中の法曹が合同する研究集会・セミナーの開催
- ② 法整備協力
- ③ 司法人材育成支援
- ④ 法律の翻訳（日本語→中国語，中国語→日本語）

（3）到達目標

- ① 各々の法制度に関する相互理解の促進
- ② 中国における企業法制の現代化の促進
- ③ 法制度整備による投資環境の改善
- ④ 司法人材の交流の促進
- ⑤ 将来の FTA 交渉における窓口の確保

【資料1】対中直接投資の推移

日本の対中直接投資推移



出所：日中投資促進機構

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【資料2】2003年3月第一回調査の概要

1. 調査背景

- ・中華人民共和国（以下、中国）は改革・開放政策のもと市場経済化が進展する中で、2001年12月に正式にWTO加盟を実現し、独占禁止法の制定や会社法及び投資関連法の改正等、国際経済と整合性のある中国国内の制度・政策の見直しを急ピッチに進めている。
- ・一方、法整備の作業や法曹人材の育成の遅れから、判決や執行等において法の適用、執行及び運用が、依然不透明であり、中国に進出している日本企業の活動に支障を来している。
- ・同分野に関しては、2001年度に外務省が策定した対中経済協力計画の中で「改革・開放支援（ガバナンスの強化）」と「民間活動への支援」が重点分野として位置付けられ、日中双方に利する協力の必要性が強調されている。
- ・その方針を踏まえて、2002年3月に民間提案型プロジェクト形成調査「民間活動への支援」を実施した結果、経済法の立法作業に対する協力や裁判官等法曹関係者に対する人材育成の必要性や中国政府の要請ニーズも高いことが確認されたところ、具体的な案件形成のために今次プロジェクト形成調査を行うこととした。

2. 調査目的

- ・本調査団（団長：JICA アジア第2部東アジア・中央アジア課 渡辺課長代理）は、中国における法整備（独占禁止法の制定、企業・投資関連法制の改正等）や裁判官等法曹関係者の人材育成等の現状及び動向を調査し、先方政府機関との協議を通じて協力ニーズの確認を行い、具体的な案件の発掘・形成を行うことを目的とした。

3. 調査方針及び調査内容

- ・本調査は、①「競争法」「国有企業改革及び関連法」「法曹関係者の人材育成」の三項目に焦点を絞り、②起草・制定状況の現状、問題点及び協力ニーズ、並びに我が国の協力の方向性（案件の形成可能性）を調査することとした。具体的には以下のとおり調査することとした。
- ・「競争法」については、既に平成15年度技術協力プロジェクトの案件として「WTOと中国工商管理」が要請されているところ、本案件にかかる背景調査を行い、採択の可否を検討することとした。併せて、中国の包括的な競争法に関して広く各関係機関を訪問し、競争法起草作業において中国側が直面している問題点やニーズの把握を調査し、今後の日本の競争法分野での協力の方向性を検討することとした。
- ・「国有企業改革及び関連法」については、中国の立法機関、執行・実施機関及び研究機関へのインタビューにより、具体的な法律改正、審議の計画、現状の課題等を把握するとともに、法律制定や執行・実施面における日本側の協力の必要性や協力内容などについても意見を収集することとした。なお、本項目では実務的側面からの情報収集・ニー

ズ把握が必要であるところ, 直接投資や貿易制度での経済活動の活発な地域である上海, 浙江省（寧波）においても調査を実施することとした。

- ・「法曹関係者の人材育成」については, 人材育成の主管部署等と意見交換を行い, 協力のニーズ, 具体的な研修内容及び研修員のターゲット・グループ等について調査・ヒアリングを実施することとした。併せて, 中国の法整備及び法曹人材についての現状, 問題点, 先方関係機関の実施体制等の基礎情報を収集した。

4. 調査上の留意事項

① カウンターパートの見極め

- ・中国の法整備は, WTO 関連分野を中心に多方面に亘って推進されているため, 多数の行政機関が法規の起草・実施・監督に関与している現状にある。
- ・加えて, 2003年3月の第10期全国人民代表大会（全人代）第1回会議における諸決定に前後して, 国家経済貿易委員会の解消, 国有資産監督管理委員会の設立等, 行政組織が大幅に改編されているところである。
- ・従って, 本調査においては, 各機関の権限と責任の範囲, キー・パーソン等協力窓口について, 今後の組織改編可能性も視野に入れてカウンターパートを見極めるよう留意した

② JICA 事業の紹介

- ・本調査の訪問機関の中には, これまで JICA 事業との協力関係がなかった若しくは関係の薄かった機関も存在している。
- ・従って, 「プロジェクト形成調査」の本旨に鑑みて, 随時「JICA 事業紹介」を実施することとした。なお, 本件については調査団派遣前段階より JICA 中国事務所に対応を依頼し, 同事務所の協力を得た。

5. 団員構成

- | | | |
|-----------|---------|--------------------------|
| (1) 団長 | 渡 辺 雅 人 | アジア第二部東アジア・中央アジア課 |
| (2) 法律制度 | 布 井 千 博 | 日中企業法制研究会事務局 一橋大学院教授 |
| (3) 法制運用 | 射手矢 好 雄 | 日中企業法制研究会事務局 森・濱田松本法律事務所 |
| (4) 競争法関連 | 阿 部 朋 和 | 公正取引委員会 事務総局 官房国際課 |
| (5) 調査計画 | 井之上 満 明 | アジア第二部東アジア・中央アジア課 |
| (6) 協力計画 | 山 内 利 夫 | 株式会社 UFJ 総合研究所 |
| (7) 通訳 | 加 藤 洋 子 | 日本国際協力センター |

6. 現地調査日程

日順	月日	曜日	スケジュール	宿泊先
1	3/5	水	13:50 北京着 (JL781) 15:00 JICA 中国事務所 18:00 中国社会科学院	北京
2	3/6	木	09:00 国家工商行政管理総局 11:00 科学技術部 14:00 国家経済貿易委員会	
3	3/7	金	08:30 対外貿易経済合作部 10:00 最高人民法院 15:00 国家工商行政管理総局	
4	3/8	土	資料整理	
5	3/9	日	資料整理	
6	3/10	月	10:00 JICA 中国事務所 14:00 日本大使館 15:30 社会科学院	
7	3/11	火	09:00 対外貿易経済合作部 12:00 対外貿易経済合作部(国際貿易関係司) 13:30 中国人民大学金融・証券研究所, 北京高峰諮詢中心 14:30 中国人民大学法学院 15:00 国家工商行政管理総局	
8	3/12	水	09:30 証券監督管理委員会 14:00 国務院法制弁公室	
9	3/13	木	09:30 社会科学院 M&A 研究センター, 万盟投資管理有限公司 (北京) 11:00 国務院発展研究センター企業経済研究所 14:30 北京大学	
10	3/14	金	09:00 科学技術部 11:00 JICA 中国事務所 14:00 日本大使館 17:30 清華大学	
11	3/15	土	14:00 北京発 (MU5112) 15:50 上海着	上海
12	3/16	日	午前・午後 資料整理 18:00 上海社会科学院	
13	3/17	月	10:00 上海市対外経済貿易委員会, 上海市外国投資委員会, 上海市外国投資促進中心 13:30 上海市産権交易所 16:00 上海日本国総領事館	上海
14	3/18	火	09:30 上海市証券交易所 13:00 上海錦天城法律事務所 15:30 万盟投資管理有限公司 (上海)	
15	3/19	水	09:15 上海市金融服務弁公室 13:30 上海市国有資産管理弁公室, 上海国有資産経営有限公司	
16	3/20	木	午 前 上海～寧波移動 14:00 寧波市対外貿易経済合作局, 寧波市外国企業服務貿易有限公司, 寧波市外商投資促進中心	寧波
17	3/21	金	午 前 寧波～上海 19:30 上海市金融服務弁公室	上海
18	3/22	土	13:15 上海発	

.....

【資料3】 第一回調査に関する報道記事

◎中国の経済法整備を支援へ＝日本企業に利点，米欧韓との競争激化

【北京2003年4月2日時事通信】日本政府は2日までに，世界貿易機関（WTO）に加盟した中国の経済関連法の整備支援を始める方針を固めた。特に中国が本腰を入れる国有企業改革と密接に関係する会社法や破産法などの整備支援を提案する検討を進めており，関係者は「日本と法体系が似ていれば，対中進出の進む日本企業も経済活動を行いやすい」と指摘する。

ただ，今後も急速な成長が見込まれる中国に経済面で影響力を持とうと，米国，欧州連合（EU），ドイツ，韓国，世界銀行などが支援を既に実施しており，これら国・機関との競争が激化しそうだ。

法整備支援は，国際協力事業団（JICA）が中心に行う。日本政府も対中経済協力計画に関して制度支援の強化を目標に掲げており，JICAはこのほど，布井千博一橋大大学院教授や射手矢好雄弁護士ら中国法に詳しい専門家で構成する調査団を北京などに派遣し，政府機関と交渉した。

調査団は，中国では先の全国人民代表大会（全人代）の政府機構改革で「国有資産監督管理委員会」が新設されたことから，経済成長の足かせとなっている国有企業の売却が進むと判断。改正が予定される会社法，証券法のほか，新規制定される破産法，独占禁止法などの整備支援を提案する。

特に，外資による中国国有企業の買収が本格化するとの見方もあり，「会社法や破産法の整備は日本企業の需要も強い」（調査団）という。調査団は「中国側にはJRやNTTなどの企業について勉強したいとの反応もあった」と話しており，日本側は今後，研修やシンポジウムの開催を通じ，中国側に情報提供する方針だ。

.....

【資料4】2003年9月第二回調査の概要

1. 調査目的, 日程

標記調査団（団長：JICA中国事務所 加藤次長）は、中華人民共和国（以下 中国）における企業法整備に関連する中国政府機関のニーズを把握した上で、カウンターパート機関、及び協力内容を具体的に精査し、プロジェクト形成を具現化していく為、平成15年8月31日から9月9日まで北京を訪問した。

2. 団員

加藤 俊伸 団長（JICA中国事務所）
布井 千博 企業法関連技術協力（日中企業法制研究会・一橋大学教授）
石井 伯彦 調査計画（JICA アジア第二部 東アジア・中央アジア課）
渡辺 雅人（JICA技術協力調整専門家）
黒田 龍二（JICA中国事務所 企画調査員）

3. 企業法整備の進捗状況

中国は人治国家から法治国家への変革を目指し、2010年までに社会主義市場経済の法構築を完遂する計画である。WTO加盟以降多くの法整備を実施してきたが、企業法関連を始め、全体として2010年まで引き続き、多くの法整備を行なう必要がある。企業法分野の中でも公司法は取り分け緊急課題で、かつ関連機関が多岐にわたるため、国务院法制弁公室が直接改正法案を作成する予定となっている。公司法はまもなく改正作業を開始し、2004年の年末までには全人代へ提出される予定である。

外国投資関連法の起草・改正については商務部が主管する法整備である。想定するプロジェクトでは、東アジア経済圏構築に向けた対中投資促進、及び投資保護を支援の目的としているため、外国投資関連法への整備支援は非常に重要な課題である。また中国国内の一部学者グループは、外国企業に対する法を公司法に一本化させる意見を述べている様だが、当面は外資法（三資法）と公司法の2本立てのままとの意見が大多数であった。

証券法については証券監督管理委員会が全人代から委託を受け改正作業を実施しており、12月の全人代にて審議が行なわれる予定である。しかし、証券法は公司法との関係が密接なため、同時期に全人代に制定される可能性が高いと言われている。破産法に関しては全人代財政委員会が法改正を実施しているが、具体的な制定時期に関しては明確ではない状況である。

国有資産に関する法規は今年5月に企業・国有資産監督管理条例が施行されたが、さらに細則を制定する必要があり引き続き整備が必要である。また地方レベルの国有資産監督管理機構の構築も課題となっている。これらの国有資本家としての行動の規範化については、国有資産監督管理委員会の今後の業務となる。

4. 調査スケジュール

		時間	面談機関
8月31日	AM	10:35	成田発→
	PM	13:15	北京着
		17:00	清華大学法学院
9月1日	AM	10:30	JICA事務所（対処方針打ち合わせ）
	PM	15:00	万盟投資管理有限公司
9月2日	AM	10:00	商務部（第1回目）
	PM	16:00	中国人民大学 法学院
9月3日	AM	10:00	商務部国際貿易経済合作研究院
	PM	15:00	国有資産監督管理委員会
9月4日	AM	10:20	証券監督管理委員会
	PM	14:00	国家発展・改革委員会
		16:00	財政部
9月5日	AM	11:00	JICA事務所（中間報告）
	PM	15:00	国務院法制弁公室
		20:00	北京 → 天津
9月6日	終日		天津南開大学国際セミナー 参加
			「東アジア地域経済協力に関する国際セミナー」
9月7日	終日		天津南開大学シンポジウム 参加
			（布井プレゼンテーション）
		20:00	天津 → 北京市内
9月8日	AM	9:00	全人代法制工作委員会
		11:30	商務部（第2回目）
	PM	15:30	科学技術部
9月9日	AM	9:15	日本大使館（報告）
			JICA事務所（報告）
	PM	14:45	北京発 →
		19:00	成田空港

東アジアにおける経済統合と法制調和

一橋大学大学院国際企業戦略研究科

教授 布井千博

1 東アジアにおける経済統合の動向

地域経済協定の空白地域といわれた東アジアにおいて、ここ数年来、自由貿易協定（FTA）¹や経済連携協定（EPA）²を締結する動きが急に活発になってきた。

この問題に関して最も早く取り組んだのはASEAN諸国であった。ASEAN原加盟6ヶ国³は、1992年1月の第4回ASEAN首脳会議で、ASEAN自由貿易地域（AFTA=ASEAN Free Trade Area）の創設に合意した。その後、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの4カ国がASEANに新規加盟したため、これらの国を加えたASEAN10カ国がAFTAを推進することになった。ASEAN原加盟6カ国は、1995年12月および1998年12月の2回に渉る関税引下げスケジュールの前倒しにより、2002年1月に適用品目についての関税を0～5%に削減・撤廃するとともに、2010年までに適用品目の関税を撤廃することに合意した。また、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアについても、2015年（一部品目については2018年）までに適用品目の関税を撤廃する予定である。

中国もASEANとのFTAの締結に積極的である。2000年11月には朱鎔基首相（当時）が中・ASEANのFTAを提案した。その後2002年11月には、中・ASEAN間において「包括的経済協力のための中国・ASEAN枠組み協定」が調印され、2003年7月に発効した。中国の動きに触発された日本も、2002年1月に小泉純一郎首相が日・ASEAN包括的経済連携構想を提案し、2002年11月の日・ASEAN首脳会談において、日本とASEANの首脳が日・ASEAN包括連携構想に関する共同宣言を発表した。

二国間の関係においても、経済協定の締結が活発化している。2002年1月には、日本・シンガポール新時代経済連携協定が署名され、同年11月に発効した。日本と韓国との間でも、日韓FTAに関する共同研究が2002年7月に開催された。また、日・タイおよび日・フィリピン間においても、2002年9月および10月に、経済連携に向けた作業部会を開催した。他方、中国は、2003年6月に、香港との間で経済・貿易緊密化協定（CEPA=Closer Economic Partnership Agreement）を締結した。さらに中国は、2003年6月に、マカオとの間でCEPAに関する協議を開始し、同年8月にはオーストラリア間においてFTA締結に向け年内に交渉を開始することを合意した。

1 Free Trade Agreement。財・サービス貿易の国境制限措置等の撤廃を内容とする協定。

2 Economic Partnership Agreement。FTAの要素に加えて経済取引の円滑化や制度の調和なども含む対象分野の幅広い協定。

3 インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア。

.....

このように東アジアにおける経済協定の締結は、ASEAN を中心に東南アジア地域において進展を見せている。これに対して、日本、中国、韓国を中心とする東北アジア地域においては、未だ検討段階にとどまる。朱鎔基首相（当時）は、2002年11月4日の日中韓首脳会談で、東アジアにおける日中韓経済協力について「3カ国の自由貿易協定（F T A）が実現可能かどうか研究を進めていきたい」との意向を表明した。これに対し、小泉首相は「中国は世界貿易機関（W T O）に加盟したばかりであり、中長期的な観点から進めたい」と述べ、当面はメキシコや韓国とのF T A協議を先行させる考えを示した。韓国の金碩洙首相も「今後の3カ国経済協力の共同研究を支援したい」と述べるにとどまった。

世界規模での貿易・通商の自由化におけるW T Oの役割は、いうまでもなく重要である。しかし、W T O加盟国⁴が増加し、交渉対象項目⁵が拡大する中で、W T Oの自由化交渉は長期化し、交渉内容も希薄になりがちである。かかる状況下において、W T Oを補完するとともに、当事国間の経済の一層密接な統合を進展させて貿易の自由を増大するための手段として、地域経済協定の重要性が高まりつつある。東アジア地域においてAFTAを中心とした経済統合が進展する中で、より広範囲な自由貿易地域を形成するために、FTAやEPAなどの地域経済協定を積極的に活用することが必要であろう。

より長期的な課題としては、東アジアにおける繁栄と平和のために、一層深化した経済統合の可能性とそれを実現する手段を検討すべきではなかろうか。経済産業省は、2003年度通商白書において、東アジアビジネス圏の制度化に向けた提言を行った⁶。経産省が描く東アジアビジネス圏は、ASEAN+3の地域において、E UやN A F T Aをモデルとする地域経済圏を構築するというものである。この提言の内容は未だ具体性を欠いているが、今後、関税の撤廃や諸制度の調和についてより踏み込んだ検討が行われるものと期待される。また、この東アジアビジネス圏構想を実現するための政策ツールとして、O D Aを戦略的に活用することが提案されている⁷。世界的に見てこの分野における日本の対応が遅れているだけに、国を

4 W T Oの加盟国は2003年4月現在で146の国や地域である。

5 GATT ウルグアイラウンドでは知的財産(TRIPS)やサービス分野(GATS)が交渉の対象に加えられ、W T O新ラウンドでは、投資、競争、政府調達、貿易円滑化、環境、途上国問題が新分野として加えられる予定である。

6 経済産業省編『通商白書2003』182頁以下。

7 経済産業省編『通商白書2003』202頁は「知的財産権、エネルギー、通貨金融等東アジアにおける貿易・投資促進等に資するインフラ・制度等の整備を進めていくことにより、我が国を含めた東アジア地域の均衡かつ安定的な経済発展を促すこととし、そのためにO D Aを政策ツールとして活用することが求められる。具体的には、途上国の持続的経済発展に必要な環境・エネルギー・通信・道路・金融制度等の経済基盤整備の強化に努めるとともに、知的財産、基準認証の制度運用の整備、人材育成、裾野産業の支援等も含めた貿易・投資環境整備等にもO D Aを活用していくことが必要である」とする。また、近く改訂される見込みのO D A大綱においても、「相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料等を海外に大きく依存する我が国としては、O D Aを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。」として、O D Aを東アジアでの経済連携強化に活用する方針を示している。

.....
挙げての積極的な取組が期待されるところである⁸。

2 投資促進・投資保護の必要性

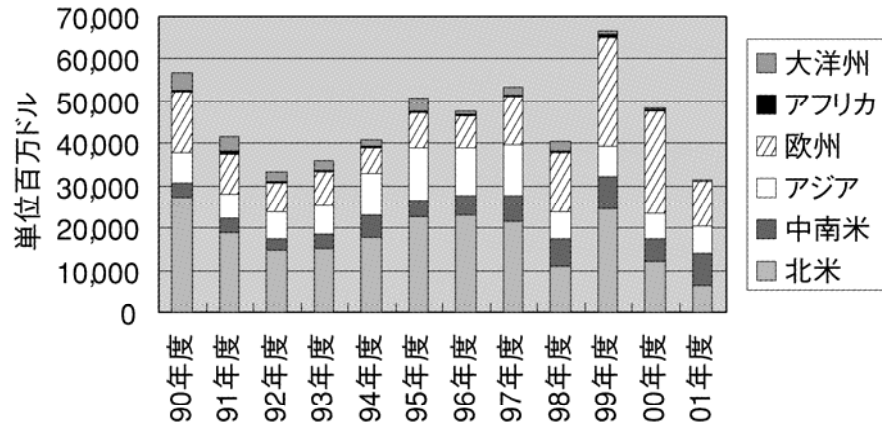
世界経済において、財・サービスの移動（貿易）と並んで、資本の移動（投資）の重要性が高まっている。とくに対外直接投資（FDI）は、単なる資本の移動にとどまらず、技術や経営手法の移転を伴うものであることから、投資国及び投資受入国の双方の経済に好影響を与えるものと認識されつつある⁹。日本企業も、85年のプラザ合意以降の大幅な円高ドル安、80年代を通じて発生した自動車、エレクトロニクス製品をはじめとする貿易摩擦等を背景として、先進国に対する投資を中心に対外直接投資を拡大させてきた（図表1参照）。1980年代から90年代前半にかけて、日本の最大の投資先は米国であった。対外直接投資の総額に占める対米直接投資の割合は50%前後を占めていた。ところが、90年代後半から対米直接投資の割合は減少し、代わりに対EU直接投資の割合が増加している（図表2参照）。

対中直接投資も、鄧小平国家主席（当時）の「南巡講話」以降の経済開発の進展とともに急激に増加し、1995年にピークを迎えた。その後、投資ブームは沈静化した。1999年から再び増加傾向を示し、中国のWTO加盟とともに新たな投資ブームを迎えようとしている（図表3参照）。1990年代前半までの対中投資は、「来料加工」と呼ばれる、資本財・中間財を輸入し組み立てて、製品を輸出するための投資が中心であった。すなわち、中国の安価な労働力を利用して加工・製造し輸出することを目的とする輸出加工型の投資であったのである。これに対して、最近の対中直接投資は、中国の国内市場をターゲットとする市場重視型に変化しつつある。市場としての中国経済の拡大は、製品の組み立てだけではなく中間財の供給を目的とした外資流入の増加をもたらしている。この傾向は、中国のWTO加盟により輸出義務が緩和され、国内市場への販売窓口が広がったことにより、加速されてゆくであろう。また、日本企業の対中投資の分野は労働集約型から技術集約型へとシフトしている。1990年初頭までは、繊維・服装など労働集約型投資に集中していたが、1990年代後半から投資案件は、主に電気・機械、化学工業、繊維紡績、建材などの分野に集中している。2003年7月に、新日鐵と上海宝山鉄鋼との間で自動車用鋼板の合弁事業について基本合意が交わされたが、新日鐵側のねらいは、貿易摩擦を回避しながら成長市場の中国に足場を築くことであるとされている。自動車用高級鋼板は日欧の鉄鋼大手しか生産できないといわれ、新日鐵による宝山鉄鋼との合弁事業は、まさに技術集約型投資の代表例である。

8 日本経団連は、2003年1月1日に公表した新ビジョン「活力と魅力溢れる日本をめざして」において、東アジア自由経済圏の構想を打ち出し、東アジア自由経済圏内では、モノ、サービス、ヒト、カネ、情報という、生産要素の移動の自由（5つの自由）の実現や、域内協力の推進およびグローバルな問題の解決に向けた協力（2つの協力）を実現することを提案している。

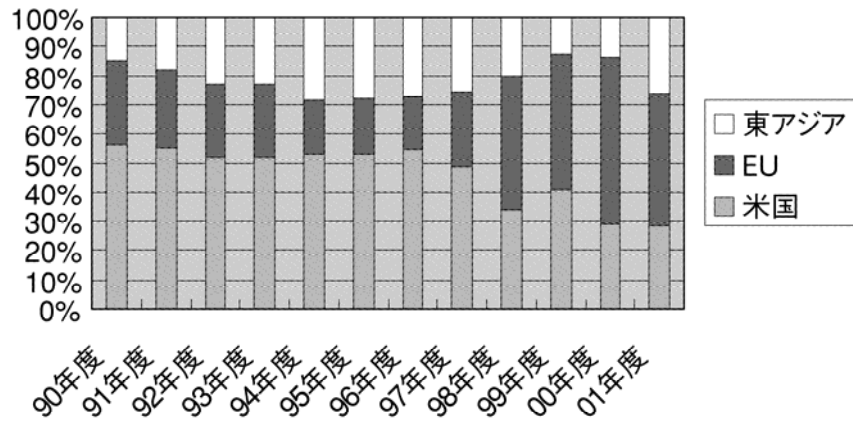
9 たとえば、1996年4月26日対日投資会議『我が国M&Aの環境整備について——M&Aを通じた対日投資の促進を目指して——』、2003年3月27日対日投資会議専門部会報告『日本を世界の企業にとって魅力ある国に』などを参照

〔図表 1〕 日本の地域別対外直接投資実績



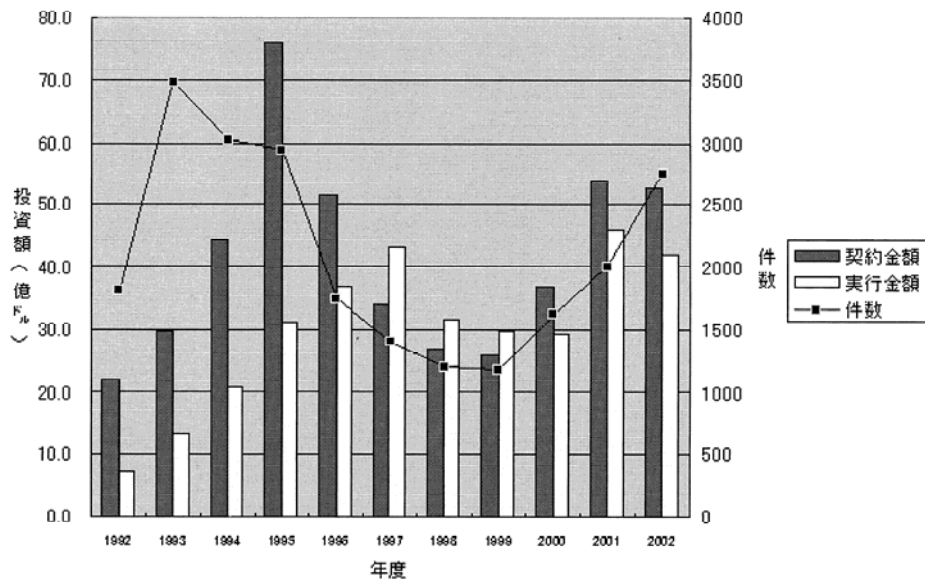
「日本の国・地域別対外直接投資実績」(ジェトロ)より作成

〔図表 2〕 主要三地域に対する FDI の相対的割合



「日本の国・地域別対外直接投資実績」(ジェトロ)より作成

〔図表 3〕 日本の対中直接投資推移



出所: 日中投資促進機構

外資導入を経済成長の原動力とするために、中国当局も積極的な外資導入政策を推進してきた。その努力が実り、対中直接投資は90年代に入って急速に増加し、中国の外資導入は1993年から連続8年間にわたり発展途上国の中で第一位となり、世界でもアメリカに次いで第二位となるに至った。

中国当局が採用した外資優遇政策が、改革開放の70年代末から80年代初めに設置された「経済特区」や、「経済技術開発区」、「ハイテク産業開発区」、「輸出加工区」、「保税区」等の多くの開発区であった。これらの特区や開発区を整備することにより、外国の資本と技術を導入し、自国の経済発展を保ってきたのである。経済特区では、政府の資金によってインフラが整備され、企業所得税をはじめとする各種租税の減免、資本金に関する特例、輸出入権の付与などの面で、進出する外資に対して優遇措置が採られている。たとえば、「2免3減」という優遇税制においては、当該区域で10年以上操業する企業について、利益計上年度から2年目までは法人税を免除し、3～5年目は半分に減ぜられる。資本金に関しても、内資企業については、会社法において、会社設立時における登録資本金の全額払込み及び最低資本金の規定が設けられているのに対して、外資企業については、設立後一定期間内における登録資本金の分割払込が認められ、最低資本金についても規定が設けられていない。

もっとも、このような外資優遇策は、外資に対する厳格な輸出入規制・投資規制・営業規制と対になっていた。このため、外資に対する優遇措置が採られていても、内資企業は、国内市場において外資との熾烈な競争に晒されることは回避されていた。しかし、WTO加盟により、中国は段階的に市場を開放することが求められ、従来のような外資規制を維持することは困難になった。たとえば、外資による投資を禁止または制限する規制は、段階的に修正されることになるであろう。また、投資形態についても、三資企業以外の形態での投資が認められることになろう。その結果、内資企業は否応なく外資との競争に直面することになる。そこで、内資企業の側からすれば、国内市場に進出してくる外資企業に対して従来どおり優遇措置を与えることは容認しがたいものとなるであろう。

このように、中国のWTO加盟の結果、従来型の外資優遇策は維持が困難になったと見るべきであろう。そして、今後求められるのは、外資及び内資に無差別・平等に適用される投資促進及び投資保護の施策である。投資促進に関しては、中国を生産拠点としてしか見ていなかった1980年代とは異なり、中国を市場と見る今日においては、従来型の投資優遇策がなくとも、収益力のある企業は中国に進出して来るであろう。中国市場に対して長期的な戦略に基づいて進出しようとする企業にとっては、短期的な投資促進策よりも、長期的な投資の安全・安定がより重要である。なかでも、対中投資に際しての手続の簡素化、行政による法運用面での恣意性の排除と透明性の確保、司法制度・仲裁制度の充実・信頼性など、法制面での環境を整えることが急務であるといえよう。

また、投資保護の観点からは、中国における事業運営及び事業撤退における環境整備が期待される。事業運営の面では、地方によっては「乱收費」¹⁰の問題や他地域産品に対する差別などの問題が指摘されるところであり、地方政府による法律及び行政規定の公正・公平・

10 地方政府やその関係機関が場合に応じて根拠もなく企業に課する負担金。

透明な適用が求められる¹¹。また、事業からの撤退についても、たとえば三資法において資本減少が制限され（中外合弁企業法実施条例19条，中外合作経営企業法実施細則16条2項，外資独資企業法実施細則21条），あるいは持分の譲渡が制限されるなど（中外合弁企業法実施条例20条，中外合作経営企業法実施細則23条，外資独資企業法実施細則22条），国家レベル及び地方レベルにおいて様々な制約が課されている。中国への投資目的の重心が中国市場への進出となるにつれ，中国市場において競争原理に従って事業を遂行する企業にとって，撤退規制は大きなリスクとなる。破産法などの整備を含め，円滑な事業撤退の可能性が拡大されることが期待される。

3 経済統合と法制調和

1で述べたように，中国のWTO加盟並びに東アジア地域におけるFTA締結の動きは，東アジア経済圏実現への期待を高めている。東アジアが一つの経済圏を形成すれば，それを構成する国々に多大のメリット¹²がもたらされると考えられるからである。しかし，これについて論じることは筆者の任ではない。ここでは，経済統合の実現における法の役割について論じることにしよう。

よく知られているように，経済統合は結合の度合いにより幾つかの段階に区分される。ベラ・バラッサ（Balassa, Bela, *The theory of economic integration*, 1961）の分類に従えば，統合の程度の緩い順に，①構成国間の関税及び数量制限が撤廃される「自由貿易地域」，②自由貿易地域に加え構成国の対域外関税が共同決定されるようになる「関税同盟」，③貿易上の制限の撤廃にとどまらず，構成国間での資本・労働力等生産要素の移動の制限も撤廃される「共同市場」，④共同市場を基礎として構成国間で経済政策の調整がある程度行われることになる「経済同盟」，⑤経済政策が完全に統一され超国家的機関も設置される「完全な経済統合」である。現在存在する経済統合をこれに当てはめてみると，最も結合の程度が進んでいるEC/EUでは，単一通貨の導入を終え第四段階の「経済同盟」であるといえる。NAFTA（北米自由貿易協定）は「自由貿易協定」とはいうものの，資本やサービスの移動の自由化を含んでいることから「共同市場」としての要素も一部持っており，EC/EUの次に深化した経済統合の形態といえよう。

さて，EC/EUは，その発足の当初から「関税同盟」を形成し，さらには「共同市場」を設立することを目的としていた（1957年EEC条約第2条によれば，共同体の使命は，共同

11 中国に外資が進出する場合の法制リスクとしては、①地方行政命令が頻繁に変更される、②国民の法律に対する認識の程度、③国民の契約法に対する理解の程度、④公務員の法律に対する理解の程度、⑤公務員の契約法に対する理解の程度、⑥政府との交渉に要する時間および結果の不透明性、⑦トラブル解決における公平性、⑧有効な法執行の存在の有無、⑨公平な仲裁機構の存在の有無、⑩人脈維持コスト、⑪経済事件を刑事方式で処理する慣行などが考えられる。

12 たとえば、①貿易・直接投資の活性化と域内経済の発展・成長、②域内各国における経済構造改革の促進とそれを契機とする生産性向上や競争力強化、③域内における為替レートの安定化、通貨危機の回避など金融システムの強化、④東アジア地域の政治的安定と平和・繁栄の確保などが指摘されている。河合正弘「東アジアにおける経済統合の制度化」財務省委託研究・東アジア研究会報告書（2003年2月）。<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou076-01.pdf>

市場を設立し、加盟国の経済政策を調整することにより、共同体全体の経済活動の発展と生活水準の向上を導き、加盟国間の関係をより緊密なものとするにありとされた。)。関税同盟は1968年に予定よりも早く達成することができたが、共同市場の達成には、非関税障壁を撤廃するために様々な制度の統一化・調和化が必要とされ、加盟国から必要な同意を得ることは困難であった。このような経済統合の停滞を打破するため、ドロール委員長を中心とする EC 委員会は1985年に「域内市場白書」を採択して域内市場の設立への道筋を示した。これを受けて、EC 加盟国は1986年に「単一欧州議定書」を採択し、域内市場形成のための法制調和を促進するために、立法手続に関する改正を行った。その結果、300近くの項目について法制度や規準の調和が行われ、1993年1月1日に市場統合は完成した。

EC/EU が域内市場の統合において目指したのは、人・物・金・サービスの自由な移動が保証された単一の市場を形成することであり、これを実現するために最も活用されたのが法制調和であった。EC/EU の経験から明らかなように、経済統合の深化には法律や規準の調和が必要であり、とくに経済法制の調和は経済統合深化のためのインフラストラクチャーであるといえる。法制調和は経済統合の結果として生ずるのではなく、法制調和が経済統合を牽引するのである。法制調和なくして経済統合の深化は望めないのである。

もちろん、法制調和には、経済統合に参加する各国の協力と強い意志が必要である。そのためには法制調和について多国間協議の場が設けられなくてはならない。東アジア地域における経済法制調和のための多国間協議の枠組みとしては、現在のところ APEC (=Asia-Pacific Economic Cooperation) において経済法制度整備グループ (SELI=Strengthening Economic Legal Infrastructure Coordinating Group) が存在する。SELI の役割は、法制改革・機構改革・コーポレート・ガバナンスなどの経済法制の分野における能力形成であり、構成国・地域が経済法制を改善することを支援し、この地域における持続的な経済成長を達成するために市場開放政策を促進することに力点を置いている。現在のところ、SELI の活動は、倒産法、商事法、会社法、競争法の分野において進展が見られる。

東アジアにおける経済統合は、ようやく第一段階の入り口に到達しているにすぎない。今後、FTA や EPA のような国際条約を多国間で締結して経済統合の第一歩を踏み出すかどうかは、参加国の政治的意思に係る問題である。ところが、このような政治レベルでの判断とは別に、東アジア域内において生じている貿易および直接投資の奔流は、経済統合の過程が事実上すでに相当程度進行していることを窺わせる(図表4および5参照)。各国政府がこのような事実上の経済統合の進展を認識し、条約等により経済統合を制度化してゆくことは当然のことながら望ましい。しかし、「深い」経済統合のための強い政治的意思が存在しない現状においては、制度的経済統合を前倒しする形で、事実上の経済統合をサポートする体制を構築することが現実的である。

経済統合の深化に向けた法制調和の第一段階は、各国の法制度の相互理解である。東アジア地域は、歴史背景・政治体制・経済成長度の異なる多様な国々から構成されており、法律

制度も多様である。まずは、各国法制の共通点と相違点について相互理解を深めるために、立法担当者、専門家、裁判官、法曹による法制調査・法執行調査を継続的に実施することが必要である。第二段階は、各国の法整備を担当する立法担当者・専門家による多国間協議の場の設定である。もちろん、協議の結果について強制力はないが、協議の場が設けられ、協議の結果が法整備に一部でも反映されるならば、後の本格的な法制調和の段階における障害を幾分なりとも減らすことが出来る。とくに、直接投資が活発化している現状においては、投資（＝資本）の流入及び流出に関連する法分野において、かかる協議の場を形成することは必要でもあるし、また、可能でもあるだろう。中国、韓国、台湾、日本などの漢字文化圏においては、かかる協議をより迅速かつ効果的に実施することが出来るのではなかろうか。第三段階は、各国の法運用・法執行を担当する政府機関や裁判所における交流の場の形成である。各国における法文化の相違は、法執行の面において端的に表れる。法整備をいくら進めても、法執行が変わらなければ、法制調和の意義は半減する。法執行担当者の交流を通じて、法執行の問題点と改善策を協議することが必要である。

以上に述べた法制調和のための任意的な活動は、法的強制力を伴わないだけに、関係当事者の法制調和に向けた熱意が欠かせない。また、このような国際的活動を遂行するためには、莫大な資金も必要である。先に述べたように日本においては、ODA大綱が見直され、東アジアにおける貿易・投資促進等に資するインフラ・制度等の整備を進めていくことにより、東アジア地域の均衡かつ安定的な経済発展を促すこととし、そのために ODA を政策ツールとして活用することが提言されている。東アジア地域における法制調和は、地域経済統合を支える基盤であり、この基盤形成を促進するために ODA が有効に活用されることを期待する。将来、法制調和が多国間条約などの形で制度的に実現される暁には、事前の基盤整備が必ずや有効に活用されることになるであろう。

〔図表 4〕 主要国・地域の対中投資（速報）

（単位：件，万ドル）

	2003年1-3月		
	件数	外資契約額	外資実行額
香港・マカオ	2,828	737,856	454,530
	(142.0)	(175.5)	(154.4)
アメリカ	901	245,536	109,214
	(148.0)	(138.6)	(182.3)
日本	684	140,973	109,175
	(121.3)	(106.7)	(157.4)
韓国	1,025	155,806	96,331
	(147.1)	(208.5)	(236.1)
イギリス	89	19,228	13,258
	(141.3)	(97.4)	(98.7)
ドイツ	99	35,493	26,402
	(152.3)	(149.6)	(175.7)
フランス	49	14,920	14,007
	(136.1)	(112.8)	(168.5)
バージン諸島	489	284,875	146,016
	(129.0)	(175.9)	(146.2)
台湾	1,040	168,983	88,791
	(110.6)	(124.0)	(134.1)
世界合計	8,624	2,296,447	1,308,582
	(136.6)	(159.5)	(156.8)

〔図表５〕 2002年主要国・地域の対中投資

(単位：件，万ドル)

	2002年1-12月		
	件数	外資契約額	外資実行額
香港・マカオ	11,363	2,583,337	1,832,931
	(34.7)	(22.4)	(7.2)
アメリカ	3,363	815,647	542,392
	(29.6)	(8.8)	(10.7)
日本	2,745	529,804	419,009
	(37.0)	(-1.9)	(-8.9)
韓国	4,008	528,222	272,073
	(36.7)	(50.9)	(36.0)
イギリス	334	114,199	89,576
	(24.2)	(-28.6)	(-18.6)
ドイツ	352	91,532	92,796
	(4.4)	(-8.5)	(-28.6)
フランス	162	87,866	57,560
	(-)	(-)	(-)
バージン諸島	1,969	1,264,980	611,739
	(30.6)	(43.7)	(199)
台湾	4,853	674,084	397,064
	(15.7)	(-2.3)	(24.1)
世界合計	34,171	8,276,833	5,274,286

() 内：対前年比%出所：対外貿易経済合作部

.....

【資料6】日中企業法制研究会

日中企業法制研究会会則（抜粋）

第1章 総則

第1条 本会は日中企業法制研究会（Research Institute for Japanese and Chinese Corporate Legal Systems）（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は中国と日本の企業法制の実証的、理論的、歴史的ならびに政策的研究を行ない、日中の立法者・法学研究者・法曹・産業界における企業法制の相互理解の促進を図り、ひいては、法制調和の進展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の研究領域は、会社法、証券取引法、経済法、知的財産法、民事法、裁判制度、倒産法、信託法など、企業法制全般に及ぶ。

第4条 本会は主に下記の事業を行なう。

1. 研究会・講演会の開催
2. 国際シンポジウムの開催
3. 共同研究プロジェクト
4. 他機関からの受託研究
5. 研究成果の公刊
6. その他本会の目的達成に適当な事業

第2章 会員および総会

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

1. 名誉会員 本会に特別の功労があり、総会で承認を受けた個人。
2. 正会員 本会の目的に賛同しかつ会員2名の推薦を受け、理事会の承認を受けて入会した個人および団体。

第6条 通常総会は毎年1回、理事会が招集し、本会の基本方針を決定する。会長が総会の議長を務める。

第7条 総会の議事は出席した正会員の過半数をもって決定する。

第8条 本会の目的に賛同して新たに正会員になろうとする者は、所定の入会申し込みをなし、理事会の承認を得なければならない。

第9条 会員は本会のシンポジウム・研究会・講演会に出席することができる。

（附則）

上記正会員以外の者に対しても、研究会員として、研究会および講演会に出席する資格を認める。研究会員としての受入は、会員1名の推薦をもって足りる。研究会員に対しては、研究会および講演会の通知を行う。

以上

日本・インドネシア司法交流の一覧 (2003年10月31日時点)

法務総合研究所国際協力部教官 山下 輝 年

- (1) 1998年10月2日～11月25日 インドネシア経済法研修
日本インドネシア科学技術フォーラム(JIF)からの研修実施依頼に基づくもの
参加者 インドネシアの裁判官, 検事, 法務人権省職員, 弁護士など合計20名
- (2) 1999年4月26日～5月3日 インドネシア司法調査 (法務総合研究所教官)
- (3) 2000年6月～10月 インドネシア独占禁止法研究会 (経済産業省・アジア経済研究所),
2000年10月24～25日にジャカルタにてワークショップを開催¹。
- (4) 2001年1月9日 法務大臣 (高村正彦) がインドネシア法務人権省長官を訪問
- (5) 2001年2月20～25日 ADR 研究会 (ICCLC²・当部共催) のインドネシア調査
委員である小原正敏弁護士 (きっかわ法律事務所) ほかに1名がインドネシアの ADR
に関して現地の関係機関を訪問して調査
- (6) 2001年11月29日 インドネシア法務人権省長官が法務大臣 (森山眞弓) を訪問
- (7) JICA 調査団派遣 2002年1月6～19日 (2週間)
調査項目 インドネシア司法制度と司法改革全般, 今後の協力の可能性
調査団員 JICA アジア第一部次長, 法務総合研究所教官2名など合計4名
- (8) 本邦研修 2002年7月8～30日 (3週間)
日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー (第1回)
主題 司法制度一般の比較
参加者 インドネシアの裁判官, 検事, 法務人権省職員, 弁護士など合計11名
- (9) 現地セミナー 2002年12月15～21日
JICA・UNAFEI³・インドネシアの共同セミナー
主題 両国刑事司法における司法改革とその課題
参加者 インドネシア最高裁長官を始めとする法曹関係者100名超

1 同研究会は, 高橋岩和教授 (神奈川大学) を座長として実施され, その成果は”Competition Law and Policy in Indonesia and Japan” (Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization, March 2001) として報告されている。

2 財団法人国際民商事法センター (ICCLC: International Civil and Commercial Law Centre Foundation)。当部との協力により, アジア太平洋法制研究会を運営している。その一環として ADR に関する研究 (座長は池田辰夫教授・大阪大学) を実施したものである。

3 国連アジア極東犯罪防止研修所 (United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and Treatment Offenders) の略称であり, 刑事司法における国際協力を実施している。1961年の日本政府と国際連合の協定によって設立されたが, 1970年から日本政府が運営に関する責任を有している。法務省の機関であると同時に国連の地域研修所の一つとして位置づけられている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(10) JICA 調査団派遣 2003年1月26日～2月6日 (2週間)

調査項目 最高裁判所及び弁護士会を中心とした改革の進捗状況

調査団員 日本の最高裁・法務省・弁護士会から合計7名

(11) インドネシア最高裁長官来日 (外務省・JICA の招へい) 2003年3月21～29日

来日目的 日本の司法制度調査, 法整備支援関係者との協議

メンバー 最高裁長官バギル・マナン (Prof. Dr. H. Bagir Manan)

最高裁準副長官⁴ゲルマン・フディアルト (Mr. German Hoediarlo)

最高裁研究開発所長スサント・アディ・ヌグロホ (Ms. Susanti Adi Nuguroho)

(12) 本邦研修 2003年6月9日～7月4日 (4週間)

日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー (第2回)

主題 司法の効率的運営

参加者 インドネシアの裁判官, 検事, 法務人権省職員, 弁護士など合計17名

(13) APEC 諸国・地域における債権回収手続の実情に関する研究会 (経済産業省) のインドネシア調査⁵ 2003年6月30日～7月4日

委員である田頭章一教授 (上智大学) ほか数名が債権回収手続に関してインドネシアの関係機関を訪問して調査

(14) インドネシア大学法学部教授が来日 2003年6月30日～10月31日 (4か月間)

ヒクマハント・ユワナ教授 (Prof. Dr. Hikmahanto Juwana)

名古屋大学大学院国際開発研究科の客員教授として滞在

(15) LAWASIA 東京大会・アジア最高裁判所長官会議⁶ 2003年9月1～5日 (5日間)

インドネシア最高裁長官代理として最高裁準副長官パウルス・エフェンディ・ロトゥレン (Prof. Dr. Paulus Effendi Lotulung) が参加

(16) JICA が日弁連の協力を得て弁護士を現地に長期派遣 (企画調査員として)

弁護士 平石 努 (ニューヨーク弁護士資格も有する)

期間 2003年9月10日から1年間

4 インドネシア最高裁判所の3番目のランク。英語表記では Junior Deputy Chief Justice である。

5 本研究会は経済産業省が2003年10月の APEC 閣僚・首脳会議に研究報告を提出する時期に合わせて実施されたものである (事務局は UFJ 総研)。その成果は英文資料「2003 Study on Debt Collection Litigation/Arbitration in APEC Economies」(by Strengthening Economic Legal Infrastructure Coordinating Group) にまとめられている。

6 LAWASIA は1966年に設立された非政府団体 (NGO) で、本部はオーストラリアにある。日本にはローエシア日本友好協会があり、理事長は三ヶ月章氏 (東京大学名誉教授・元法務大臣) である。なお、LAWASIA 大会は2年に1回開催され、その際にアジア太平洋最高裁判所長官会議が同時に開催される慣習になっている。本年は日本が開催国となり、開会式に皇太子御夫妻を迎え、その国際会議では多種多様な法律問題を発表・議論するなど盛会であった。

.....

(17) 知的財産法研究会⁷(ICCLC・当部共催)のインドネシア調査 2003年9月14～17日

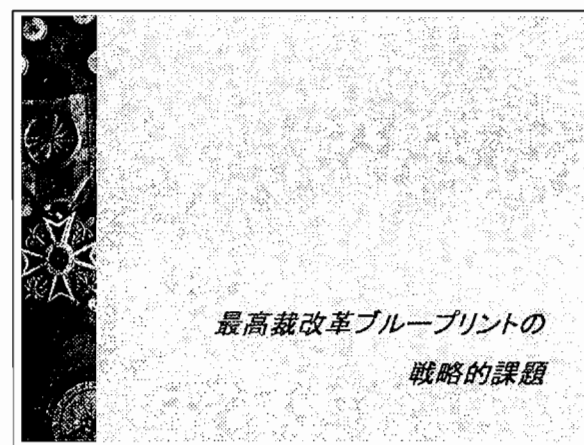
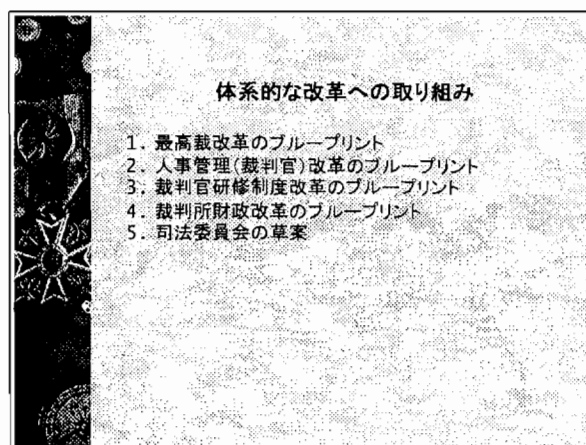
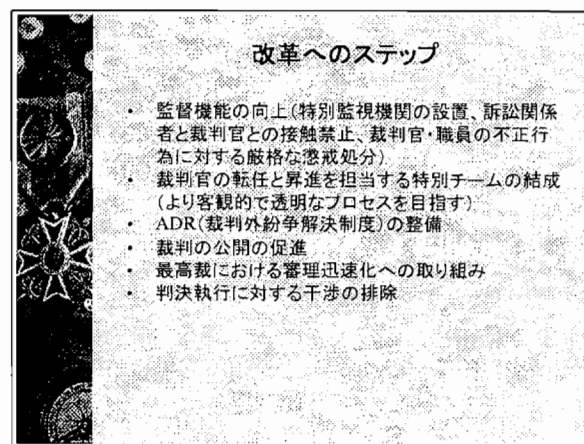
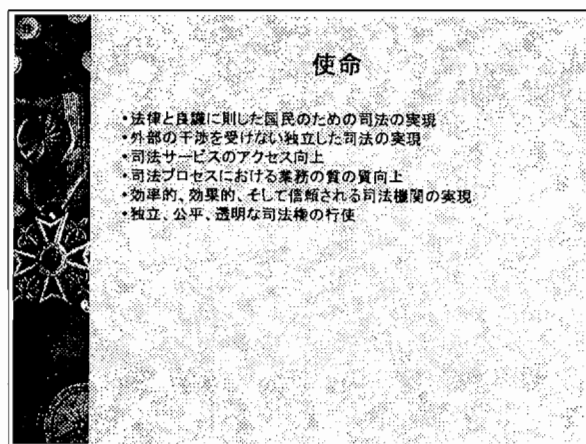
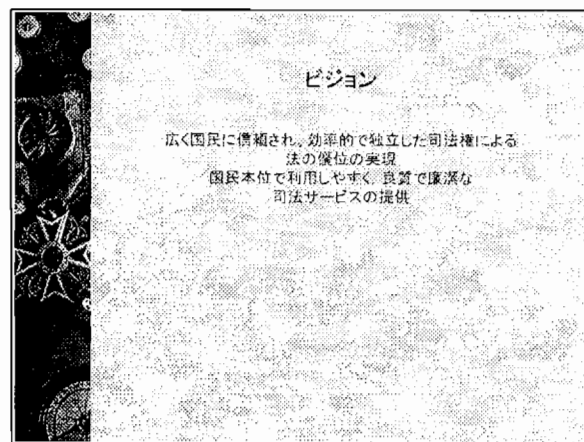
委員である茶園成樹教授(大阪大学)がインドネシアの知的財産権に関して現地の関係機関を訪問して調査を実施

(18) 本邦研修(個別) 2003年10月20～31日(約12日間)

主題 日本 of 裁判外紛争処理制度(和解・調停・仲裁制度など)の研究

参加者 インドネシア最高裁判事など4名

7 前記アジア太平洋法制研究会の一環として、来る2002年4月からはアジア諸国の知的財産権に関する研究(座長は江口順一教授・帝塚山大学)を行っており、2004年3月12日には国際シンポジウムを開催してその成果を発表する予定となっている。



1. 独立の保障

- ・ 最高裁の十分な財源を確保するための提案と主張
- ・ 最高裁判事任命手続の客観化を促進

2. 組織

- ・ (最高裁による司法行政権掌握のための) 最高裁の組織に関する法規の起草
- ・ 業務遂行基準の策定
- ・ 最高裁による司法行政権掌握(ワンルーフ・システム)の実現(一部は実現済み)

3. 人事管理

- ・ 最高裁判事の人事・任期に関する最高裁法規の改正についての提案と主張
- ・ 理想的な最高裁判事数・職員数に関する研究の実施
- ・ 最高裁判事・職員の給与体系に関する研究の実施
- ・ 最高裁職員の採用と教育に関する法規の起草

4. 監視と懲戒

- ・ 裁判官の行動規範の起草(現在進行中)
- ・ 裁判官の監督・懲戒に関する法規の起草
- ・ 国民の批判や指摘を反映させる制度の社会化
- ・ 下級裁判所から最高裁への定期報告制度の改善
- ・ 裁判官の能力業績評価に関する法規の起草(現在進行中)
- ・ 裁判所所長の能力評価に関する試験的計画(現在進行中)

5. 事件管理

- ・ コンピュータ化に伴う訴訟事件の登録と管理に関する法規の起草
- ・ 性質や種類に応じた事件分類に関する研究の実施
- ・ 機械的な事件配点制度
- ・ 裁判外紛争処理制度(ADR)の整備
- ・ 上告制限
- ・ 最高裁判事の事件処理数の最低基準を測定するための研究の実施
- ・ 最高裁における未済事件の監査

6. 説明責任、透明性、情報管理

- ・ 最高裁情報に対する国民のアクセス権に関する法規の起草
- ・ 最高裁情報システム(SIMARI)の改善: 対象範囲の拡大、手続の改善、担当部署の設置、インフラ機器の追加(現在進行中)
- ・ 最高裁による段階的管理の自動化(現在進行中)

7. 財源と支援機関

- ・ 財政収支及び訴訟費用等の収支計画の立案、実行、監視、説明責任に関する法規の起草
- ・ 最高裁による要求額と実際の許容額とを比較検討するためのニーズアセスメントの実施

裁判官の教育と管理の改革における戦略的課題

裁判官研修制度改革

1. 裁判官採用に関する法規の改定
2. 裁判官の転任・昇進に関する法規の改定
3. 特別裁判所の事件数に応じた理想的な裁判官数に関する研究の実施(裁判官の事件処理数最低基準の起草を含む)
4. 裁判官の能力業績評価に関する法規の改定(現在進行中)
5. 最高裁判事・職員の適切な給与体系に関する研究の実施

裁判官研修制度の戦略的課題

裁判官研修制度改革

1. 裁判官研修カリキュラムの起草(ニーズアセスメントに基づいて)
2. 教官研修制度の策定と実施
3. 効率的な研修方法の策定
4. 裁判官研修施設やインフラの整備
5. 新任裁判官の実務研修を支援するための試験的計画の策定
6. 研修成果の評価方法の策定、研修成果を裁判官のキャリアに反映させる制度の創設

裁判所財政改革の戦略的課題

裁判所財政改革

1. 裁判所の業務量と戦略的組織改善に比した財政計画の改善
2. 会計制度の改善
3. 財政収支及び訴訟費用等の収支に関する計画の立案、実行、監視制度に関する法規の起草
4. 最高裁による要求額と実際の許容額とを比較検討するためのニーズアセスメント実施

司法委員会を取り巻く課題

司法委員会創設案

司法委員会創設案における最高裁の狙い
—よりよい司法制度の実現に向け、司法委員会の機能を
発揮させるため

提案されている司法委員会の機能:

- ・ 裁判官の監督
- ・ 最高裁判事任命の提案
- ・ 裁判官の福利厚生改善に関する提案
- ・ 裁判官の尊厳の実現と維持に貢献

改革の運営

1. 改革運営チームの結成(最高裁内・最高裁外)

運営委員会

改革プロセスの実行を監視しつつ、改革を調整し運営する
外部機関と連絡をとり、その協力を調整する

日常業務チーム

運営委員会の日常業務を補助する

特別実行チーム

特定のプロジェクトを担当する

改革運営(続き)

2. 短期的成果の評価 (特に、裁判官の行動規範、懲戒制 度の実施、透明性の確保、業務遂行能力の測定等)

3. 改革プロセスの実行

4. 改革プロセスのモニタリングと評価

改革プロセスにおける挑戦

- ・ 裁判官や裁判所職員の協力の獲得
- ・ 他の司法関係機関の改善の促進
- ・ 必要な立法の促進
- ・ 十分かつ適切な財源の要求
- ・ 他の国家機関(政府、国会、国民評議会)の協力の
獲得
- ・ 国民の協力の獲得、国民による司法制度の監視と
フィードバック
- ・ メディアによる司法制度監視、国民への情報公開

kemiltraan
partnership

| law summit III

29 October 2003

www.partnership.or.id

kemiltraan
partnership

Law Summit I, II and III

“ローサミット”

国家司法関係機関の長(最高裁長官、法務人權大臣、検事総長、国家警察長官)が司法改革の総括的行動計画を公開し、法の優位に対する国民の信頼を得るための公約を展開する国家的行事

www.partnership.or.id

kemiltraan
partnership

Law Summit I, II and III

“参加者”

ローサミット 1
国家司法関係機関(SLIs)、政治課題調整省 (Polkam)、国家開発企画庁 (Bappenas)、国家法律委員会 (NLC) 及び パートナーシップ(統治改革の推進とドナー・政府・NGO間の調整を図るための機関)

ローサミット 2
国家司法関係機関、政治課題調整省、国家開発企画庁、パートナーシップ及びパートナーシップが組織するNGOからの参加者

ローサミット 3
国家司法関係機関、政治課題調整省、国家開発企画庁、弁護士会、NGO 及び パートナーシップ

www.partnership.or.id

kemiltraan
partnership

Law Summit I, II and III

“成果”

- 司法改革の行動計画 (総合的で国民の期待に応えるもの)
- 国民の理解を得るため、国家司法関係機関の長が覚書に署名した上で公開し、国民のチェックを受ける
- 実施とモニタリングのメカニズム

www.partnership.or.id

kemiltraan
partnership

Law Summit I, II and III

“課題”

ローサミット 2
立法改革、司法改革、検察改革、警察改革、汚職対策

ローサミット 3

1. 司法改革
2. 検察改革
3. 警察改革
4. 各種汚職対策の実施
5. 統合的な刑事司法制度
6. 弁護士会の改革と権限付与

www.partnership.or.id

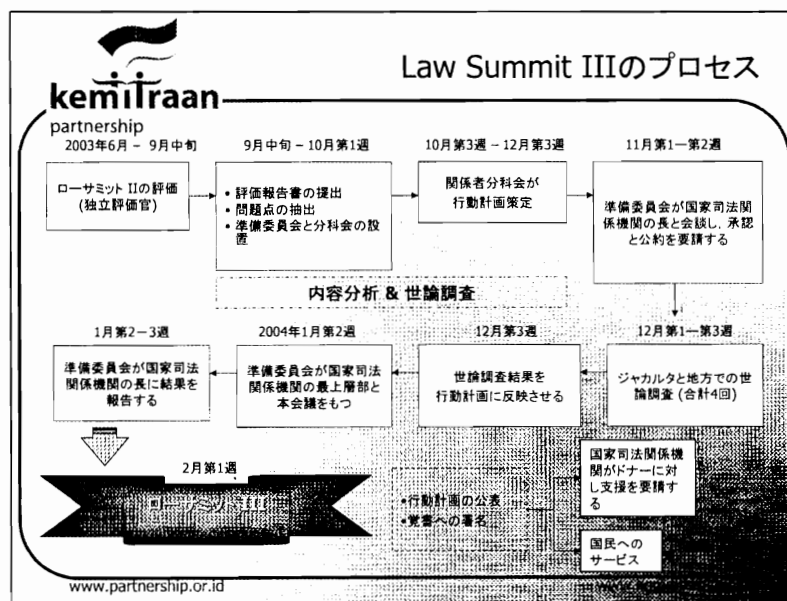
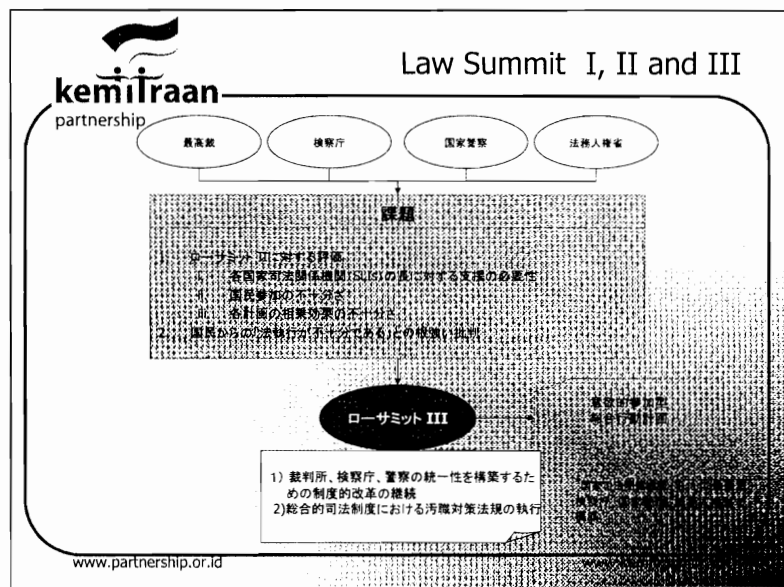
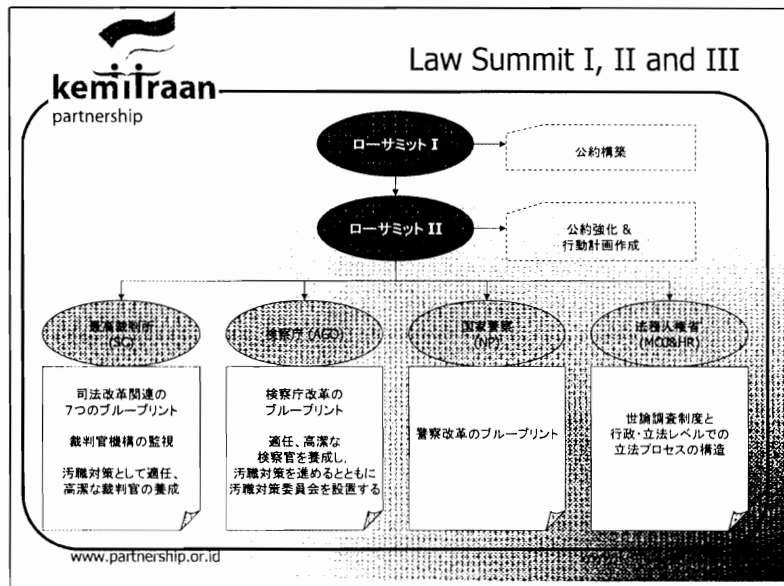
kemiltraan
partnership

Law Summit I, II and III

“課題決定の根拠”

- 総合的システムの整備を通じて法執行機関内の汚職に対処する
- 新しい弁護士法の下、法執行機関の一部としての弁護士の能力と廉潔性を改善する
- 法の優越に対する国民の信頼を早期に獲得するため、汚職対策を実施し、その効果を挙げる

www.partnership.or.id



法整備支援活動年表 (法務総合研究所が把握しているものを中心に)

平成16年1月23日現在

年 度	① ベトナム関係	② カンボジア関係	③ ラオス関係	④ インドネシア関係	⑤ 中央アジア・モンゴル関係	⑥ 多国籍関係	⑦ その他
1992	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請						
1993	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請						
1994	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請			・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請		
1995	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請					
1996	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請					
1997	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請				
1998	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請				
1999	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請				
2000	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請				
2001	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請				
2002	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請				
2003	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請	・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請 ・ 閣内大臣が日本法務大臣に支援要請				